

## 浮棧橋・駐艇場オーナー募集要綱

(抽選会参加申し込み手続きのご案内)



# 糸満フィッシャリーナ

〒901-0306

沖縄県糸満市西崎町1丁目6-9

TEL : 098-840-3459

FAX : 098-840-3460

## 浮棧橋・駐艇場オーナー募集要綱

糸満フィッシャリーナの係留施設は、漁船以外の船舶を分離収容し漁業生産活動の円滑化を図るための施設です。

本施設の使用にあたっては糸満漁港ふれあい公園条例、同条例施行規則及び本糸満フィッシャリーナ使用許可条件等を遵守し、指定管理者の運営上の指示を守っていただきます。

### 1 公募の要領

- 1) 一般公募をHPで告知し、利用者への平等かつ公平な取り扱いを行います。
- 2) 募集期間及び告知方法
  - ア 管理事務所掲示板及びHPで公募します。(2週間程度)
  - イ 申込締切日を過ぎた方は一切受け付けません。
  - ウ 決定方法
    - ア) 応募者が募集数を超えた際は、抽選日(指定管理者指定日)にくじ引きによる抽選を行います。  
くじ引き順序については、当日抽選が始まる前にくじ引きで決めます。
    - イ) 抽選日は、指定管理者が決定し当日参加できない申込者は無効とします。  
但し、委任を認めます。その場合、委任状を添付して下さい。抽選日当日、委任された方には身分確認のため、自動車運転免許又は健康保険証の提示をしていただきます。

### 2 申込条件

- 1) 反社会的勢力に属していない方、または反社会的勢力に属している方の親交者でない方、及び暴力行為の常習者又はそのおそれのない方
- 2) 当施設を汚損、損傷、施設の改修等を行わない方
- 3) 現オーナーで2隻目を希望しているオーナーの方につきましては、利用料の滞納及び遅延等がない方。  
当施設においては、同一人(個人と法人の代表者が同一の場合は「同一人」とみなします。)で2隻まで保有可能  
名義貸し等の疑義が発生した場合は、契約は解除させていただきます。
- 4) 糸満フィッシャリーナは、漁船登録されている船舶は契約はできません。  
現在船舶を所有されている方の応募に関しては、船舶検査証の用途欄が「プレジャーモーターボート」等になっている船舶に限ります。
- 5) 個人(法人)所有の船舶であること。
- 6) 抽選の結果で船舶の所有を考えている方は、3カ月以内に手続きを完了すること。3ヶ月を過ぎると権利を失います。
- 7) 応募は一人1件とし、複数の応募は受け付けません。

7) 糸満フィッシャリーナは、船舶の管理は行いません。よって台風、暴風雨やその他災害の発生が予測できる時は対策等を速やかにできる方、また緊急時等に連絡がつき対応（船舶の保全、被害の防止策）ができる方。

8) 前各号に掲げる他、その使用が不適切又は施設の運営管理上支障を及ぼす可能性のない方

### 3 抽選参加優先者

新規の方を優先します。

新規応募者で、抽選対象数を超えた場合は、新規の方だけで抽選会を行います。

※ 現契約者で2隻目の申し込みは、受付いたしますが、新規の方だけの抽選会になった場合は、事前に電話又は、メールでご連絡いたします。

### 4 申込方法（募集期間内）

1) 関係書類等を窓口へ提出

2) 遠方の方は、郵送又はFAX等での書類提出（締め切り日必着）で申込可能

### 5 契約期間（当選者）

抽選日から翌年3月31日迄

### 6 利用料金の入金

1) 船舶所有者

船舶の実測値の料金(月の料金) × 翌年3月31日 (〇ヶ月)

2) 船舶未所有者

ア 場所の最低料金(月の料金) × 翌年3月31日 (〇ヶ月)

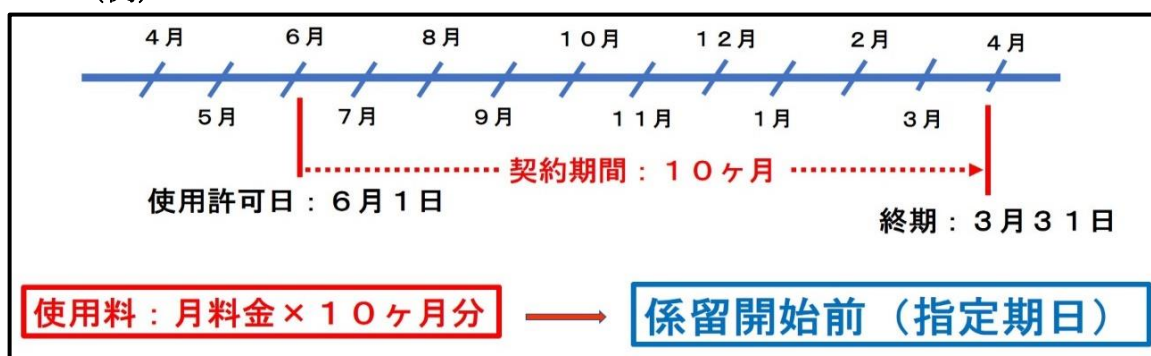
イ 船舶入艇の際に差額精算

※ 詳細は、当選者の方へ当日説明いたします。

3) 指定期日までに一括入金

現金支払い又は口座振込(振込手数料振込人負担)

(例)



## 7 必要書類

連番	該当者		備考	
	個人契約	法人契約		
項目				
1	利用許可申請書	○	○	当社指定様式
2	住民票抄本 ・本籍不要 ・マイナンバー不要	○		申請者の氏名・生年月日・住所地が確認できる物 ※3ヶ月以内の物
3	登記簿謄本		○	※3ヶ月以内の物
4	※小型船舶操縦士免許	○	○	※ 抽選決定後取得で可
5	※船舶検査証	○	○	※ 抽選決定後受検で可 ※ 船舶所有者は提出
6	※船舶検査手帳	○	○	※ 抽選決定後受検で可 ※ 船舶所有者は提出
7	小型船舶登録事項通知書	○	○	※ 船舶所有者は提出
8	保険証券	○	○	※ 抽選決定後の加入で可
9	船舶の全景写真	○	○	全景写真：用紙大きさ随意 (A4横使用推奨) ※ 船舶所有者は提出
10	抽選会代理委任状	○	○	抽選会に申請者が来れない場合に、代理人を選任し委任する場合に必要です。 ※ 当社指定様式
備考		※No.4～No.6は、原本を持参して下さい。 事務所にて写をとります。 ※ 当選されなかった方の書類は、補欠者を除き、抽選終了後に返却いたします。		

※ 抽選申請のための船舶検査、保険の加入は必要ありません。

船舶検査等の書類については、期限切れの物でも受け付けいたします。また、船体の改造等も当選確定後の修正で結構です。

当選された方は、入艇までに検査・保険の加入をして下さい。

※ 当選された方には、その他の書類提出を求める場合があります。当選確定後にご連絡いたします。

## 8 浮棧橋・駐艇場収容能力

募集箇所については募集案内を確認して下さい。

海上係留		艇長	艇幅	備考	陸上駐艇		艇長	艇幅	備考
浮棧橋	9mバース	10m未満	3.2m未満		駐艇場	A駐艇場	7m未満	2.3m未満	
						B駐艇場	9m未満	3.3m未満	
	13mバース	13m未満	4.2m未満			C駐艇場	11m未満	3.5m未満	

※ 船台はホナーで準備

※ 船台長さ0.5m未満の超過は許容範囲

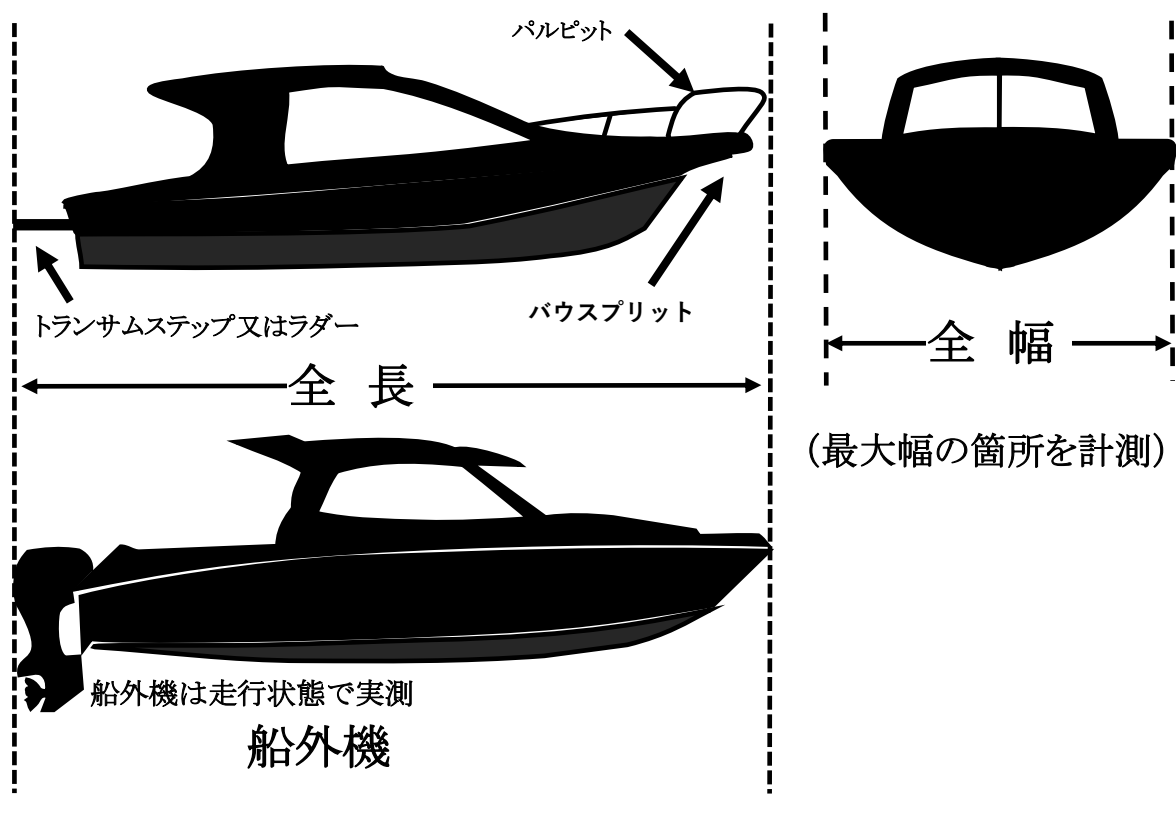
※ 船台制限幅は、艇幅基準と同じ

※ 船体が、白線から超えることのないよう収納して下さい。

## 実測基準

※ 船舶検査手帳等に記載している全長(幅)は、実測値ではありません。  
必ず、実測された全長を申請書にご記載下さい。

パルピット又はバウスプリットの先端からトランサムステップ後端までの最大長さ  
(トランサムステップが折りたためる場合は折り畳んだ状態で測定)



## 9 資 料

## 1) 糸満市役所ホームページ

URL: <https://www.city.itoman.lg.jp/>

## ア 糸満漁港ふれあい公園条例

URL: [https://www1.g-reiki.net/itoman/reiki\\_honbun/q910RG00000812.html](https://www1.g-reiki.net/itoman/reiki_honbun/q910RG00000812.html)

## イ 糸満漁港ふれあい公園条例施行規則

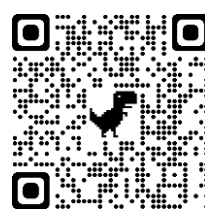
URL: [https://www1.g-reiki.net/itoman/reiki\\_honbun/q910RG00000816.html](https://www1.g-reiki.net/itoman/reiki_honbun/q910RG00000816.html)



糸満市HP



条 例



施行規則

## 2) 糸満フィッシャリーナ

URL: [https://www.fisharena.net/itoman\\_wp/](https://www.fisharena.net/itoman_wp/)

## ア 申請書様式： HP上に掲示しています。

## イ 使用許可基準： HP上に掲示しています。

募集要項・申請書類

糸満フィッシャリーナ  
TEL 098-840-3459 FAX  
E-MAIL: info@fisharena.net

・委任状様式  
抽選会に代理者を立てる場合

・申請書様式 ・使用許可基準  
印刷設定で、1枚に表裏印刷で準備下さい。

募集要綱を確認されて応募して下さい。

指定管理者の定める様式(第2条関係) 行為変更許可申請書

指定管理者の定める様式(第5条関係) 利用料等減免申請書

指定管理者の定める様式(第6条関係) 利用料等還付申請書

指定管理者の定める様式(第7条関係) 第8号様式(第7条関係) 入出港届

第4号様式(第4条関係) 占用許可申請書

委任状

第5号様式(第4条関係) 占用変更許可申請書

浮桟橋・駐艇場オーナー募集要綱



糸満フィッシャリーナHP



申請書



フィッシャリーナメール

[info@fisharena.net](mailto:info@fisharena.net)